

大崎上島町通学路交通安全プログラム  
～通学路の安全確保に関する取組方針～

平成26年10月

(令和5年10月改正)

大崎上島町通学路安全推進会議

## 目 次

1. 大崎上島町通学路交通安全プログラムの目的・・・・・・・・P 3
2. 通学路安全推進会議の設置・・・・・・・・P 4
3. 取組方針・・・・・・・・P 5
4. 具体的な取組み内容・・・・・・・・P 6、7
5. 危険箇所の公表・・・・・・・・P 7

### 別添資料

- 資料1 対策箇所一覧表
- 資料2 対策箇所図

## 1. 大崎上島町通学路交通安全プログラムの目的

平成24年4月以降、登下校中の児童の列に自動車が入り込み、死傷者が多数発生する痛ましい事故が全国で相次いで発生しました。このことから、同年5月に文部科学省・国土交通省・警察庁の3省庁連名で通学路の緊急合同点検の実施及び安全な通学路の確保に向けた取組みを行うよう通達がありました。(文科省から都道府県教委へは、平成24年5月30日24ス学健第6号文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知)

これを受け大崎上島町では、同年8月に教育委員会、大崎小学校、東野小学校、木江小学校、竹原警察署大崎上島分庁舎、広島県西部建設事務所東広島支所、大崎上島町建設課が連携し、町内3小学校区毎に緊急合同点検を実施しました。その結果、危険箇所として16箇所に歩道の整備・交通安全施設設置等の対策が必要であることが明らかになりました。

大崎上島町では、策定中の第2次長期総合計画で、「地域を愛する人を育てる まち」「美しく住み良い環境で暮らす まち」を基本目標に掲げる予定で、交通弱者のための交通手段の確保、交通安全活動・啓発の推進などの施策を進め、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、小学校区毎の定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組みを継続して推進することが重要と考えております。そのため、継続的でより効果的な通学路の安全対策の充実に向け、「大崎上島町通学路交通安全プログラム」を策定しました。今後、本プログラムに基づき、関係機関の連携を図りながら児童・生徒の通学路の安全確保に取り組んでいきます。



## 2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「大崎上島町通学路安全推進会議」を設置します。

### (1) 構成員

大崎上島町教育委員会、小中学校、保護者、地域住民、竹原警察署大崎上島分庁舎、広島県西部建設事務所東広島支所、大崎上島町建設課

### (2) 推進体制

多様な主体が連携して児童・生徒の登下校時の安全を確保していきます。

ア 大崎上島町教育委員会は、学校の学校安全計画の策定や通学路指定に関し、指導・助言及び安全教育の推進を支援するとともに、安全確保に向けて関係機関への要請・調整に取り組みます。

イ 学校は、より安全な通学路を指定した上で学校安全計画に基づき危険箇所を把握し、安全教育や登下校時の安全指導を徹底します。また、関係機関・組織と協議して改善を要請します。

ウ 保護者・地域住民は、通学路の危険箇所の把握、街頭指導・パトロールなどの校外指導、家庭における安全教育などを行います。

エ 警察署は、児童等の安全安心な登下校のために、道路の交通安全施設整備、交通規制、交通安全指導、取締りなどに取り組みます。

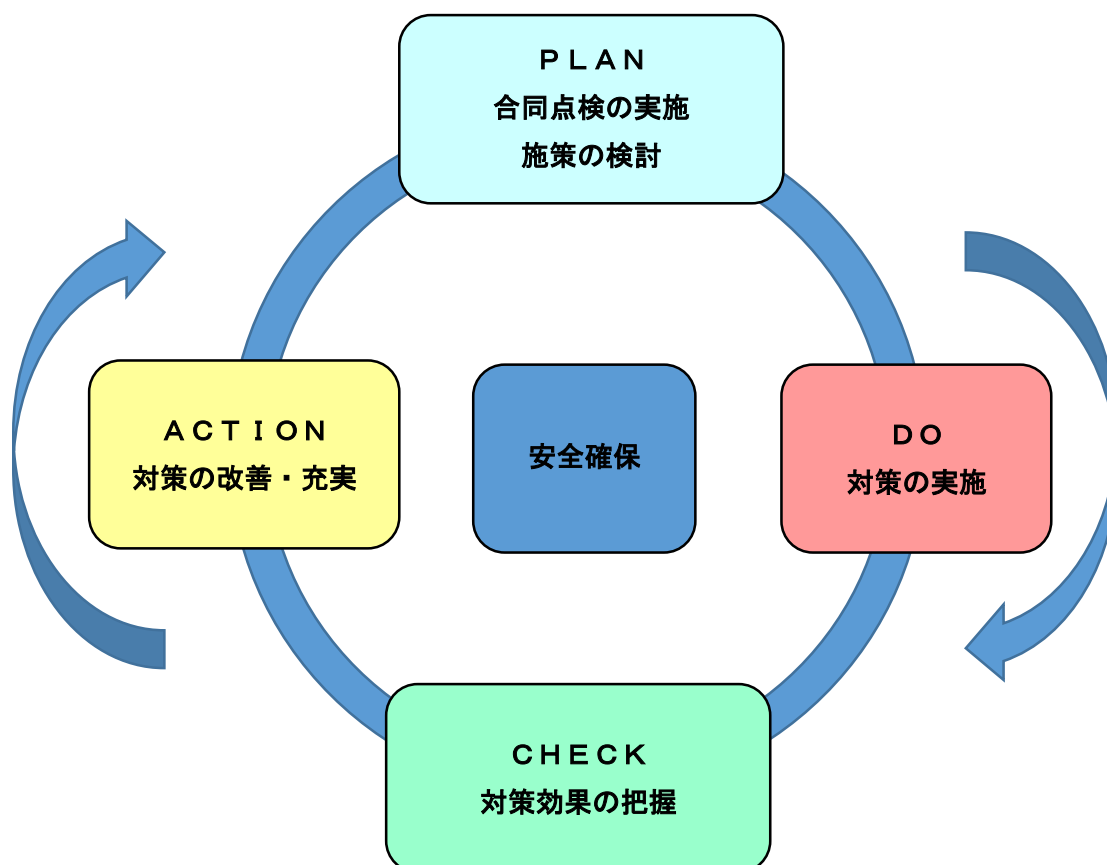
オ 道路管理者は、所管する道路に関し、学校が指定する通学路の歩道の整備や防護柵の設置などの安全確保に取り組みます。

### 3. 取組方針

#### (1) 基本的な考え方

児童・生徒への交通安全教育や、交通規制の実施、道路施設の設置・管理等、安全対策の内容が多岐に渡るため、関係者各々が独自に対策を行うだけでは期待された効果が十分に発現できないことがあります。そのため、これまで以上に関係機関が連携を強化して通学路の安全確保を図れるよう定期的に情報交換・情報共有を行います。

さらに隔年で合同点検を実施するとともに、教育委員会、道路管理者、警察の三者が主体となり、P D C Aサイクルに基づいた通学路の安全対策を実施します。



#### 4. 具体的な取組内容

##### PLAN

###### 【合同点検の実施】

- ・ 町内の小中学校を2年に1回を基本に実施する。

###### 【施策の検討】

- ・ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵の設置などのハード対策や交通規制や交通安全教育などのソフト対策など、効率的・効果的である具体的な実施メニューを検討する。

##### DO

###### 【対策の実施】

- ・ 対策が円滑に進むよう関係者間で連携する。

##### CHECK

###### 【対策効果の把握】

- ・ 合同点検等の結果に基づく対策の実施後、各箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、または児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認する。

##### ACTION

###### 【対策の改善・充実】

- ・ 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

### 【タイムスケジュール】

時期	内容	主体
4月～5月	通学路にかかる点検箇所の記事について通知	教育委員会総務課→学校
6月	各校からの報告集約	学校→教育委員会総務課
7月	合同点検の実施 ・対策箇所の検討	通学路安全推進協議会
8月～10月	通学路安全推進会議 ・施策の検討 ・対策依頼 通学路の危険箇所と検討結果の公表	通学路安全推進協議会 建設課 教育委員会総務課
10月～翌年度2月	対策の実施	関係機関
2月～3月	通学路安全推進協議会 ・対策効果の把握 ・対策の改善、充実 通学路の危険箇所と対策結果の公表	通学路安全推進協議会 建設課 教育委員会総務課

### 5. 危険箇所の公表

学校ごとの点検結果や対策内容については、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

#### 【別添資料】

資料1 対策箇所一覧表

資料2 対策箇所図

### 大崎上島町通学路安全推進会議

- ・大崎上島町 教育委員会 教育課

TEL : 0846-64-2074 E mail : ksomu01@town.osakikamijima.lg.jp

- ・大崎上島町 建設課

TEL : 0846-65-3124 E mail : kenst01@town.osakikamijima.lg.jp